

千葉市社会福祉協議会ホームページ

バナー広告募集要領

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.chiba-shakyo.com>）ではトップページに掲載するバナー広告を募集しています。

1 掲載スペース

トップページ画面〇〇

2 募集件数

若干数

3 掲載期間

- (1) 年間：毎年度4月1日～翌年3月31日（1年間）
 - (2) 第1期：毎年度4月1日～9月30日（6ヵ月）
 - (3) 第2期：毎年度10月1日～翌年3月31日（6ヵ月）
 - (4) 上記期間の途中から同期間の終了まで
 - (5) 同期の期間内において広告主の希望する期間
- ※（4）及び（5）は応募状況により掲載可能な場合に限ります。

4 掲載料金（3に掲げる期間に応じる）

- (1) の期間：105,000円（税込み）
 - (2) 及び（3）の期間：63,000円（税込み）
 - (4) 1ヵ月あたり：12,600円（税込み）
 - (5) 1ヵ月あたり：18,900円（税込み）
- ※（4）及び（5）は掲載開始の日を含む月、掲載終了の日を含む月分を含みます。

5 バナーのサイズ及び画像

縦60ピクセル×横120ピクセル 25KB以内

GIFまたはアニメーションGIF

※ 各社・団体が作成された画像をそのまま掲載します。

6 掲載できる広告の内容

次に掲げる情報のうち、福祉サービス利用者及び事業者にとって有用と思われるもの

- ア 福祉、医療保健分野の書籍、ビデオ、コンピュータソフトの販売
- イ 福祉サービス、福祉用具、福祉車両の販売
- ウ 施設設備・備品、リハビリ用品、用具の販売、給食等のサービス
- エ 福祉関係学校・学科案内
- オ 福祉施設・事業者等を対象とした各種保険の販売
- カ その他、福祉事業の運営に関わるサービス（印刷、旅行会社等）

7 掲載できない広告の内容

- ア 政治思想、宗教の普及を目的とするもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- エ 私的な連絡事項に関するもの
- オ 掲載の結果、ホームページ利用者に損害を与える可能性のあるもの

8 申込・掲載決定

所定の「バナー広告掲載申込書」を郵送またはFAXにより申込みいただき、掲載の可否を決定させていただきます。

9 広告掲載料の支払い方法

掲載開始月にご請求申し上げます。

10 お問合せ先

千葉市社会福祉協議会 総務課 総務係
〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2
TEL 043-209-8884
FAX 043-209-8866